

はたらけ細胞

佐藤 敬二(法学部教授)

2024年度の衣笠社会法學は、社会法演習4回生の6本の論文を収録しています。論文集の表題は「はたらけ細胞」としました。「はたらく細胞」と題する漫画が、2015年から2021年にかけてコミック雑誌に掲載され、それが2018年から2021年にかけてテレビアニメとなり、2024年末には映画が公開されています。さらに関連して、様々なスピンオフのものが登場しています。映画は、人気者の永野芽郁さん(赤血球役)や佐藤健さん(白血球役)を主演に、人気の俳優さんが多数出演し、主題歌をOfficial髭男dismさんが担当するなどもあり、内容とあわせて、本論文集を作成している時点において大きな話題になってます。内容は、体内の細胞を擬人化して、細胞の機能をコミカルに表現したものです。主に、芦田愛菜さん演じる女子高生の体内を描いていますが、それ以外にも、阿部サダヲさん演じる父親の「ブラックな環境」での細胞の活動も描かれていたりします。本演習のゼミ生たちは、一つ一つの細胞は微小だけれども、けなげに一所懸命、それでいて体という全体の中の重要な一部として機能している細胞の姿が、自ら、あるいは働いている人々の姿とオーバーラップするように感じられて、本年度のゼミ論文集のタイトルとすることとしました。

しかし、「はたらく細胞」の描写には不満もあります。それは、既存の環境のもとで、それが良好(健康)であれ劣悪(非健康)であれ、それを所与のものとして細胞が「はたらく」として描かれている点です。細胞が劣悪な環境で「はたらく」ことになると、細胞自身が不調になるだけでなく、人間の体そのものが不調になります。ですから、細胞は、単に一所懸命に「はたらく」だけではなく、自らの良好な「はたらく」環境の整備を、体に対して求めなければなりません。それがひいては人間の体にとっても良いことなのです。この思いを込めて、本論文集の表題を、「はたらく」ではなく、「はたらけ」としています。つまり、人間が細胞に対して「はたらけ」と求めるためには、そして細胞が正常に機能するためには、細胞が良好に機能するための環境を整備しなければならないのです。翻って人間社会においても同様です。一人一人の働いている人に対して、働けというためには、その働く環境を整備しなければなりませんし、良好な働く環境を整備することは会社にとっても利益となり、ひいては日本社会全体が良好なものとなるのです。現在のブラック企業の横行している日本社会にとっては必須の事項です。

このような思いで執筆している本論文集収録の6論文を簡単に紹介します。

井上颯日杏「労働時間を客観的に把握できない場合に、労働者の自己申告も組み合わせるの
で妥当か」は、労働安全衛生法が健康管理のために事業者に対して、タイムカードの記録や電子機器の使用時間の記録等の直接的な方法によって労働者の労働時間把握を義務付けているが、直接的に把握できない場合もあり、その場合に厚生労働省が、労働者の自己申告を組み合わせることも認めていることにつき、それは問題が多いと指摘しています。自己申告ではなく、時間内に仕事が終わる内容の仕事量に規制し、時間管理についても様々な方策を講じる必要があり、それでも自己申告が必要となる場合には、現実の労働時間との差異が生じた際の責任は、時間管理を義務付けられている事業者が負うべきである、と主張しています。

小林穂香「目的別の有給休暇制度を設けるべきか」は、日本において年次有給休暇の取得率が6割程度と、諸外国と比較しても休めていない現状につき、その原因は、休みにくい企業風土にあるだけでなく、労働者側にも、病気など突発的に必要となる休みのために年次有給休暇を残しておきたい事情があることをうけて、その対策を検討しています。たとえば病気が考えられますが、病気勝ちの人もあればまったく病気をしない人もいます。また、子どものけがや病気への対応もありますが、小さな子供を抱える人もいればそうでない人もいます。介護も同様です。したがって、突発的な必要に応じて、病気休暇制度を設けることは年次有給休暇を本

来の休暇のために使うことに向けて有効ではあるでしょうが、他方で、人によるアンバランスあるいは不公平感が生じることにもなります。子どもや高齢者のケアについても同様です。そこで、小林論文は、目的別の多様な休暇制度をつくるとともに、カフェテリア式で各人の必要に応じてその休暇制度を利用する仕組みを作ることが必要であると論じています。

佐々木賢研「年休の変形取得制によって確実な有給休暇取得に繋がるか」も、小林論文と同様に、年次有給休暇が取得できていない現状に対して、完全に取得できるための方策を検討しています。年次有給休暇の取得方法については、年度初めに一年間の時季指定をし、時季変更の判断を経て、具体的な休暇に入ることが想定されていました。しかし現在、そのような時季指定の方策をとっている事業所は少なく、労働者によるその都度の指定が行われています。そのため、年休の一部について計画して取得する制度が導入されていますが、取得率の大きな改善にはつながっていません。さらに、年休の全てについて事前に計画をする方策は、労働者が必要に応じてその都度指定する現在の取り扱いと両立せず、労働者の不都合も大きくなります。そこで佐々木論文は、時効制度によって翌年に繰り越された、未消化の年休日について、計画をたてて取得させる制度を導入するべきであると主張しています。これによって、当該年度分については個人の指定を尊重できるとともに、繰り越された年休日数は完全取得できることとなり、二年間を通算して考えれば完全取得が実現できると主張しています。

末續真子「若者雇用促進対策によって若年者の安定した雇用環境を実現できるか」は、若年者雇用促進法などによって政府が様々な若年者に対する雇用対策をとっていますが、現在の施策では若年者の安定した雇用環境を実現するには根本的な欠陥があると主張しています。トライアル雇用は、一定の効果が認められてますが、無期雇用化することに欠陥があり、無期雇用化するための取り組みが必要となります。また、過去に就業経験のあることが要件となっているため、対象者が限定されており、就業経験のない者にまで対象を拡大すべきです。なによりも、いわゆる「潜在的若年無業者」と考えられる、就業意欲がない者や、ニート・ひきこもり、さらには非正規雇用についている者は、現在の若年者雇用対策の対象となっていないことが根本的な欠陥であり、対策が必要です。具体的には、行政が個別的相談体制をとりつつ長期的支援をおこないながら、段階ごとに仕事内容や対人コミュニケーションの場を増やすことで非希望型や非求職型から求職型に移行できるのではないかと論じています。

八尾桃子「無期転換申込権発生前の雇止め及び労働条件明示ルール並びに有期労働契約締結における正当事由の必要性の検討」は、非正規雇用が全雇用の4割を占める現状ですが、非正規雇用は雇用が不安定であることに最大の問題があるところ、現在の日本のように、非正規雇用、とりわけ有期雇用を使用者が何の制約もなく自由に雇用できることは問題であり、現行法上の解釈として、有期雇用契約を締結するには正当理由が必要だと考えられると主張しています。ドイツ法とフランス法では有期雇用契約の締結には正当理由を要求しており、日本法でも、労働基準法第14条の「一定の事業の完了に必要な期間を定める場合」との文言から正当理由が必要と考えられ、労働契約法17条2項の「有期労働契約により労働者を使用する目的」「有期労働契約でないとならない正当事由に基づいて労働者を使用する目的」と解することで有期雇用契約締結には、一時的な追加的労働需要に対応する場合や、欠勤労働者の代替として雇用する場合、などの正当理由が必要であると解することができると主張しています。

吉見友希乃「管理監督者の業務や権限を一般労働者に移譲することは適切か否か」は、労働基準法上の管理監督者が、労働基準法上の労働時間や休憩・休日の規定が適用除外になっていることから、長時間・過密労働となっている現状に対して、対策を検討しています。適用除外とするべきでない者を「管理監督者」として適用除外としているのは違法であるとしても、本来労働基準法が想定している「管理監督者」については、労働時間法の適用が適切でないことから適用除外としています。そのため、単純に労働時間法を適用するべきと論じることは適切ではありません。そこで、管理監督者の過重労働を軽減するためには、その業務や権限を一般労働者に移譲することによって、仕事量を軽減するべきではないかと考え、その場合のメリッ

トとデメリットを検討した上で、結論としては、業務や権限を一般労働者に移譲するべきであると論じています。

以上で簡単に紹介した各論文は、まだまだ検討の緒についたばかりのものであることも事実ですが、引き続いて議論を展開するためにも、現時点での到達点を論文集の形にまとめておくことが必要でした。しかし、多少なりとも自らの論文を公開するとなると、著作権侵害しないことを始めとして、論文執筆のための基本ルールを守ることが必須となります。その第一歩は、自らの見解と他人の見解を自覚的に区別していくことです。本社会法演習で扱っている問題は、先行業績がほとんどあるいはまったくない領域でのものですから、自らの見解を作って行くことがたいへんでしたが、逆に言えば他人の見解との区別という点では誤りをおかす可能性が低いともいえます。しかし、それ以外の部分では、他人の文献を書き写して、あるいはつまみ食いして、レポートとしてまとめるという高校以来の誤ったレポート作成の方法からなかなか抜け出せないのも学生の現状です。逆に、まったくの思い付きの文章を論文と勘違いする者もいます。これらについては繰り返し指導してきましたので、最低限の力量は身につけているのではないかと思います。

本論文集に掲載した各論文の評価は、お読みいただいた皆様に委ねたいと思います。しかし仮に、このような考え方もあり得るのではないか、ということの問題提起としての意味があり、学問的な議論が進むことに寄与できれば望外のよろこびです。また、執筆者は今年度で卒業して大学から離れる者をはじめ、様々な次の道へとすすみますが、問題意識を持ち続けて、今後に生かしてくれることを期待しています。